

亀山市告示第79号

亀山市利用間伐事業等補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市利用間伐事業等補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市利用間伐事業等補助金交付要綱（平成21年亀山市告示第84号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2号を削り、同条第3号中「第1号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とする。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第6条の表を次のように改める。

区分	補助金の額
第4条第1号及び第2号に該当する事業（合意形成活動を行うものに限る。）	県補助金の補助対象経費の額から県補助金の額を控除して得た額の100分の80に相当する額（ただし、事業費の100分の20に相当する額を上限とする。）
第4条第1号及び第2号に該当する事業（合意形成活動を行うものを除く。）	県補助金の補助対象経費の額から県補助金の額を控除して得た額の100分の40に相当する額（ただし、事業費の100分の10に相当する額を上限とする。）
第4条第3号に該当する事業	搬出した間伐材1m ³ 当たり1,440円（事業地1ヘクタールにつき50m ³ を超える分については、1m ³ 当たり720円）を乗じて得た額

備考 合意形成活動とは、森林所有者への説明会開催等、森林所有者の合意を得るために必要な活動をいう。

第10条第5号中「第4条第4号」を「第4条第3号」に改める。

様式第3号中「・高齡林間伐」を削る。

様式第7号中「第3号」を「第2号」に、「第4条第4号」を「第4条第3号」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金の交付から適用する。